情報公開手続きの流れ

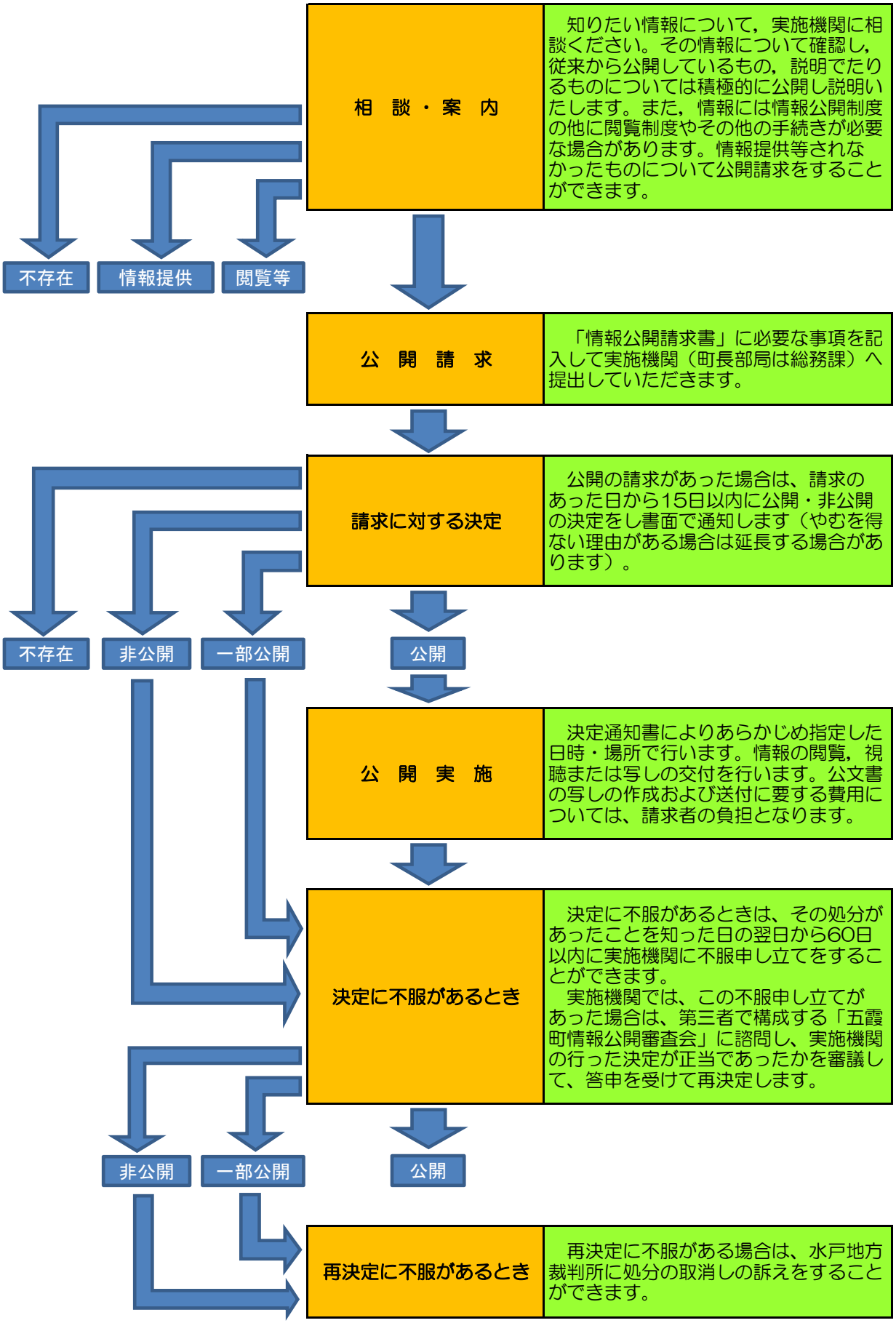
相　談・案　内
知りたい情報について，実施機関に相談ください。その情報について確認し，従来から公開しているもの，説明でたりるものについては積極的に公開し説明いたします。また，情報には情報公開制度の他に閲覧制度やその他の手続きが必要な場合があります。情報提供等されなかったものについて公開請求をすることができます。
不存在
情報提供
閲覧等
公　開　請　求
「情報公開請求書」に必要な事項を記入して実施機関（町長部局は総務課）へ提出していただきます。
請求に対する決定
公開の請求があった場合は、請求のあった日から15日以内に公開・非公開の決定をし書面で通知します（やむを得ない理由がある場合は延長する場合があります）。
不存在
非公開
一部公開
公開
公　開　実　施
決定通知書によりあらかじめ指定した日時・場所で行います。情報の閲覧，視聴または写しの交付を行います。公文書の写しの作成および送付に要する費用については、請求者の負担となります。
決定に不服があるとき
決定に不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から60日以内に実施機関に不服申し立てをすることができます。
実施機関では、この不服申し立てがあった場合は、第三者で構成する「五霞町情報公開審査会」に諮問し、実施機関の行った決定が正当であったかを審議して、答申を受けて再決定します。
非公開
一部公開
公開
再決定に不服があるとき
再決定に不服がある場合は、水戸地方裁判所に処分の取消しの訴えをすることができます。